

公益財団法人大学コンソーシアム京都加盟大学図書館の 共通閲覧システムに関する申し合わせ

1 目的

この申し合わせは、公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下、「財団」という。）に加盟する大学・短期大学（以下、「大学」という。）の教職員・学生が、財団に加盟する図書館（以下、「大学図書館」という。）を簡便に利用する上で必要な事項を定め、その運用が円滑に行われることを目的とする。

2 利用の範囲

この申し合わせで定める利用とは、以下の通りである。

- ① 図書館所蔵資料の閲覧
- ② 図書館所蔵資料の複写
- ③ その他、利用を受け付ける大学図書館（以下、「受入館」という。）の規則等に定められた範囲の利用

3 利用の手続き

利用者は、この申し合わせによる利用の際には、身分証（学生にあつては学生証、教職員にあつては身分を証明できるもの）を提示し、受入館の規則等に従う。

4 利用の停止

この申し合わせに基づいて来館した者が、受入館の運用の障害になる行為を行った場合、受入館は、その者の利用を停止することができる。また、その者の所属する大学図書館にその旨通知する。

5 その他

この申し合わせに定めるほか、運用に関し必要な事項は、財団の運営委員会の協議により定める。

附 則

- 1 この申し合わせは、2005年10月22日から施行する。
- 2 ただし、運用開始日は各大学が定めるものとする。